

千葉市防火基準適合表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、防火対象物の安全・安心に関する情報を利用者等に提供し、防火安全体制の確立を図ることを目的として、本市における防火基準適合表示制度の実施に必要な事項を定めるものとする。

(表示対象物)

第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示マーク」という。）をすることができる防火対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（5）項イ及び同表（16）項イに掲げる防火対象物のうち同表（5）項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の各号のすべてに該当するもの（以下「表示対象物」という。）とする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が2以上のもの（2階部分の当該用途の床面積が300㎡以上の場合に限る。）

(交付申請)

第3条 表示対象物の管理について権原を有する者（以下「関係者」という。）は、表示マークの交付又は更新について、表示対象物を管轄する消防署長に対し申請することができる。

(表示基準)

第4条 防火基準適合表示制度の表示に係る審査の基準（以下「表示基準」という。）は別記のとおりとする。

- 2 表示マークを掲出できる表示対象物は、表示基準のうち、当該表示対象物が該当するすべての審査項目について消防法令等に適合していなければならない。

(表示基準の審査)

第5条 消防署長は、第3条の申請を受け付けた場合、前条に定める表示基準の適合状況を審査するものとし、審査においては、消防法に定める防火対象物（防災管理）定期点検報告、消防用設備等点検報告、製造所等定期点検記録表、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める定期調査報告等の現行の制度を活用するとともに、必要に応じ

て現地確認を実施するものとする。ただし、当該定期調査報告等の対象となっていない対象物については、この限りでない。

(表示マークの交付等)

第6条 消防署長は、前条の規定により審査した結果、表示基準に適合していると認める場合は、関係者に対し、次の表の左欄に掲げる申請の種別に応じ、同表右欄に掲げる通知及び別図に定める表示マークの交付を行うものとする。

申請の種別	通知及び交付の内容
表示マーク（銀）の交付申請	表示基準に適合している旨の通知及び表示マーク（銀）の交付
表示マーク（銀）の有効期間が満了するまでになされた表示マーク（銀）の更新申請	表示基準に適合している旨の通知
表示マーク（銀）を3年間継続して更新されている表示対象物から、表示マーク（銀）の有効期間が満了するまでになされた表示マーク（金）の交付申請	表示基準に適合している旨の通知及び表示マーク（金）の交付
表示マーク（金）の有効期間が満了するまでになされた表示マーク（金）の更新申請	表示基準に適合している旨の通知

2 消防署長は、前条の規定により審査した結果、表示基準に適合していないと認める場合は、関係者に対して、表示基準に適合していない旨を通知すること。

3 消防署長は、第1項の通知をした場合は、消防局長に報告すること。

(表示マークの掲出及び使用)

第7条 前条第1項の規定により表示マークの交付を受けた関係者は、当該表示対象物のフロント等に交付された表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において当該表示マークの電子データを使用することができるものとする。

(表示マークの有効期間)

第8条 表示マークの有効期間は、交付日から「表示マーク（銀）」は1年間、「表示マーク（金）」は3年間とする。

(表示マークの返還)

第9条 表示マークの交付を受けた関係者は、次の各号のいずれかに該当する場合、表示マークを消防署長に返還しなければならない。

- (1) 表示マークの有効期間が満了するまでに交付（更新）申請を行わず、当該有効期間が満了した場合
- (2) 表示基準に適合しないことが明らかとなった場合
- (3) 表示マークが交付されている表示対象物において火災が発生し、表示基準への適合

性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

- (4) ホームページ等への表示マークの使用に際して配付された表示マークの電子データを無断で転用した場合
- 2 消防署長は、前項各号のいずれかに該当する場合、表示マークの交付を受けた関係者に対し、交付していた表示マークの返還及び表示マークのホームページ等での使用の中止を求めるものとする。
 - 3 消防署長は、表示マークの交付を受けた関係者に対し表示マークの返還請求を行った場合は、消防局長に報告すること。

(管理権原者の変更等の届出)

第10条 表示マークの交付を受けた関係者は、管理権原者の氏名等を変更しようとする場合は、遅滞なく消防署長に届け出るものとする。ただし、法令等に基づき当該変更内容を届け出ている場合は、この限りでない。

(表示マークを返還させた場合の取扱い)

- 第11条** 消防署長は、第9条第1項の規定により表示マークを返還させた場合、当該表示対象物に対して、返還させた違反等に係る対策の実施状況を確認できない期間は、表示マークの交付を行わないものとする。ただし、第9条第1項第1号にのみ該当している場合は、この限りでない。
- 2 前項の表示対象物に対して、新たに表示マークを交付する場合は、表示マーク（銀）とする。

(虚偽の表示マークへの対応)

第12条 消防署長は、現に表示マークの交付を受けていない防火対象物において、表示マークを偽って使用（ホームページ等における使用を含む。）している場合、当該防火対象物に対し、その使用の中止を求めるものとする。

(表示制度対象外施設への対応)

- 第13条** 表示対象物に該当しないホテル・旅館等の管理について権原を有する者は、防火基準適合表示制度の対象外であることについて、当該防火対象物を管轄する消防署長に申請することができる。
- 2 消防署長は、前項の申請を受け付けた場合、第5条の規定に準じた審査の結果、防火基準適合表示制度の対象外であること及び表示基準のうち当該防火対象物が該当するすべての審査項目について消防法令等に適合していると認めるときは、その旨を通知すること。
 - 3 前項により防火基準適合表示制度の対象外である旨の通知を受けた者は、当該防火対象物のフロント等に交付された通知を掲出することができるものとする。ただし、消防

法令等に適合しなくなった場合は掲出することができない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、防火基準適合表示制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱第6条第1項の規定により交付されている表示マークは、新要綱第6条第1項の規定により交付された表示マークとみなす。

附 則

令和元年7月1日付31消予第608号による改正後の要綱は、令和元年7月1日から施行する。

表示基準

審査項目	
防火管理等	防火対象物の点検及び報告
	防火管理者等の届出
	自衛消防組織の届出
	防火管理に係る消防計画
	統括防火管理者等の届出
	防火・避難施設等
	防災対象物品の使用
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	火気使用設備・器具
	少量危険物・指定可燃物
防災管理	防災管理対象物の点検及び報告
	防災管理者等の届出
	防災管理に係る消防計画
	統括防災管理者等の届出
消防用設備等	消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等
	消防用設備等点検報告
危険物施設等	
建築構造等	定期調査報告
	建築構造等（建築構造・防火区画・階段）
	避難施設等
夜間の防火管理体制	旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルを活用した検証訓練



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

備考

- 1 様式の大きさは、日本産業規格B4とする。
- 2 色彩は、地を紺色、その他のものにあつては、それぞれ金色・銀色とする。